

# 新上三川病院 面会規定

## 1 目的

本規定は、入院患者への面会について必要な事項を定め、感染防止および院内の安全確保を図るとともに、患者の療養環境の維持と家族等との適切な交流を支援し、円滑な医療提供および退院支援の推進を図ることを目的とする。

## 2 基本方針について

- (1) 感染対策等の正当な理由がない限り、面会を制限しない。
- (2) 面会は、患者の心身の安定や意欲の向上、退院支援に重要であることを踏まえ、必要以上に厳格な制限を行わない。
- (3) 面会制限を行う場合は、その理由・対象を明確にする。

## 3 面会者

原則として中学生以上のものとする。

## 4 面会時間

13:00～19:00 とする。

## 5 面会人数・時間制限

- (1) 1回の面会は原則2名までとする。
- (2) 面会時間は1回あたり60分以内（リハビリ見学も含む）とする。

## 6 面会場所

入院病棟内とする（リハビリ見学の際は、この限りではない）。

## 7 面会受付

- (1) 面会者は、入院病棟のスタッフステーションにて面会簿に必要事項を記載し、面会証を着用する。
- (2) 面会終了時は、面会簿に終了時間を記載し、面会証を返却する。

## 8 面会時の留意事項

- (1) 面会者および同居者に、発熱、咽頭痛等の感染症を疑う症状がない。
- (2) マスクの着用および手指衛生の実施をする。
- (3) マスクを外しての会話および飲食は行わない。
- (4) 指定された場所以外での面会は行わない。
- (5) 食べ物・生花を持ち込まない。
- (6) 酒気を帯びて面会しない。
- (7) 面会中に喫煙しない。
- (8) 面会后3日以内に感染症を発症した場合は、当院へ連絡をする。

## 9 面会制限について

以下の場合、必要最低限の範囲で制限を行う。

- (1) 入院患者が感染症を発症した場合、または発症者と同室である場合
- (2) 病棟内で感染症の拡大が認められる場合
- (3) その他、主治医が患者の病状等により必要と判断した場合

なお、制限を行う場合は、理由・対象範囲を明確にし、状況の改善に応じて速やかに解除または緩和を検討する。

## 10 規定の見直しと周知

本規定は、社会情勢および感染状況等を踏まえ、適宜見直しを行う。また、最新の面会状況については、院内掲示および病院ホームページ等により周知する。

## 11 附則

本規定は、2026年 6月 1日から施行する。